

～避難行動要支援者名簿のお知らせ～

もしものときの

災害に備えるために

北見市では、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、平成16年より民生委員児童委員の皆様にご協力をいただき実施してまいりました



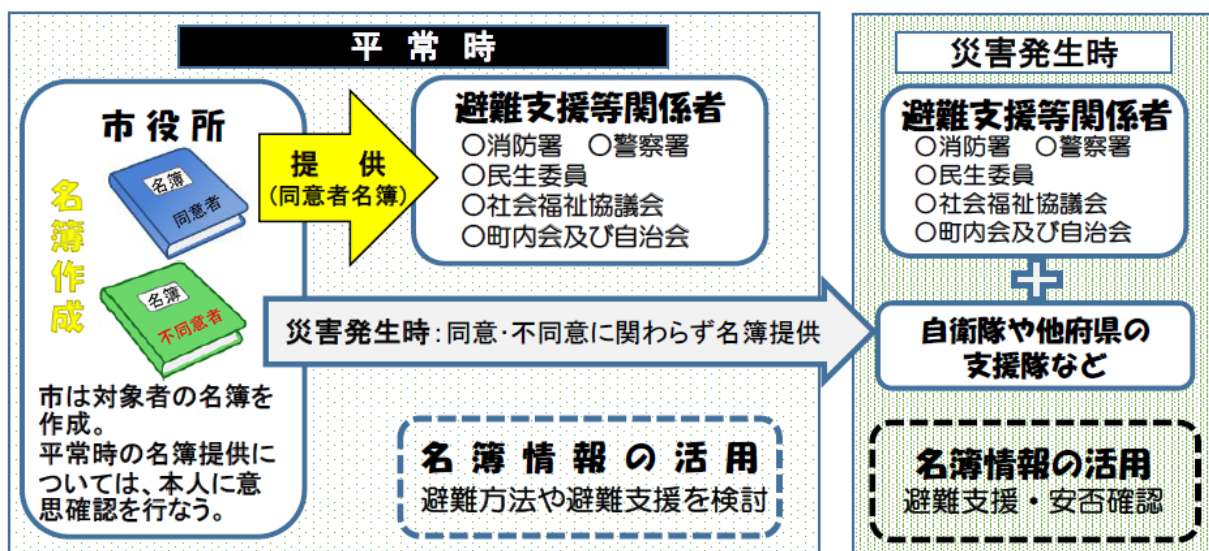
「災害時要援護者台帳」に変わりました、市町村に作成が義務付けられました

「避難行動要支援者名簿」の作成に取り組んでおります。

避難行動要支援者名簿とは？

避難行動要支援者名簿とは、災害が発生し、またはそのおそれがある場合に高齢や障がい、病気などの理由により、ご自分の力で避難する事が難しく、また、安全に避難するためには支援が特に必要と思われる方（避難行動要支援者）の名簿です。

この名簿は、北見市が保有する情報に基づき、北見市で定めた一定の要件を満たす方全ての情報を掲載したものと、要件を満たした方のうち、平常時から自身の情報を提供する事に同意された方だけを掲載し、名簿の取扱いについて保管方法等を定めた協定を結んだ避難支援等関係者へお渡しする名簿の2種類があります。



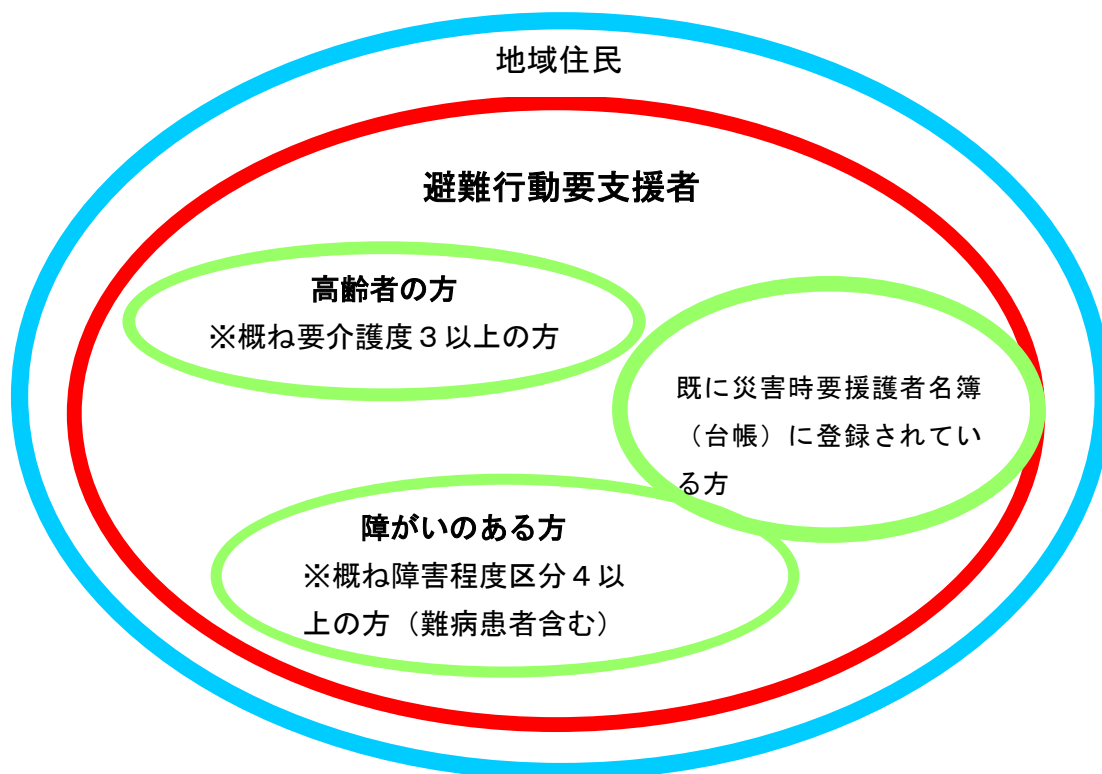
避難行動要支援者名簿に登載される方の範囲

北見市では、北見市地域防災計画において下の図の通り要支援者の範囲を定め、原則、『自分で避難すること』や、『必要な情報を迅速かつ的確に把握すること』ができず、災害から身を守るため安全に避難することなどの一連の行動をとるのに手助けを必要とし、かつ同居親族などによる手助けが難しく、現に避難支援が必要な方とします。

【要支援者の範囲】

- 1 介護保険の要介護3以上の認定を受けている方
- 2 障害支援区分4以上の認定を受けている者又は身体障害者手帳1級・2級・3級の交付を受けている方
- 3 療育手帳A判定の交付を受けている方
- 4 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- 5 既に災害時要援護者名簿（台帳）に登録されている方
- 6 上記以外で、現に避難支援等が必要とされる方

【要支援者のイメージ図】



平常時からの個人の情報提供について

災害の発生にそなえて、平常時から避難を支援する方（避難支援等関係者）へ要支援者の情報を提供することで、避難支援体制を整備することができます。

そのためには、要支援者ご本人の情報提供の同意が必要となります。

情報提供に同意された方の情報は、名簿についての取扱等を明確にした「協定書」を結んだ避難支援等関係者にお渡しし、平常時から災害時を想定した避難訓練等に活用いただきます。

同意されない方の情報は、お渡しいたしません。

避難行動要支援者名簿の登録について

避難行動要支援者の範囲に該当される方は、「(様式1) 北見市避難行動要支援者名簿登載希望申請書」を提出していただき、同意・不同意の意思を確認させていただきます。

要支援者に該当される方へ、市から上記申請書等を郵送いたします。

必要事項を記載の上、返信用封筒で返送いただくか、保健福祉部総務課、各総合支所保健福祉課へ提出をお願いいたします。

登載を希望しない、情報も提供しない方も、同意しない旨選択し提出をお願いいたします。

避難時の避難支援個別計画（個人カルテ）について

災害が発生した場合、要支援者の状況（高齢や障がい等）、避難方法、避難支援等関係者も異なることから、要支援者一人ひとりの避難支援個別計画（個人カルテ）となる、「(様式2) 避難支援個別計画書」を作成します。

「氏名」「生年月日」「性別」「住所」「電話番号」

「避難を必要とする事由」のほか、「避難支援等関係者情報」、「避難時に配慮が必要な事由」、「具体的な避難方法」などの情報を記載し、避難する際に活用させていただきます。

この個別計画は避難行動要支援者全員の作成が必要となりますので、提出をお願いいたします。



災害発生時の個人の情報提供について

災害が発生した時には名簿の登録や個別計画書に基づき、避難支援を避難支援等関係者から受ける可能性が高くなりますが、あくまで、避難支援等関係者自身や家族などの安全が優先されるため、同意することによって、災害時の避難行動の手助けが必ずされることを保証するものではなく、このことにより避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではないことをご理解ください。

また、日頃から、地域の方々との良好な人間関係を築くことも大事であり、災害が発生した際は、支援を待つだけでなく「自分の身は自分で守る」という、自助・互助・共助の心がけを持っていただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

※避難支援等関係者とは

いざというときに円滑かつ迅速な避難支援を実施するため、平常時から避難方法や避難支援を検討するなど、災害時の安否確認や避難支援を行っていただく方々で、町内会・自治会、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、消防署、警察署、その他避難支援に携わる関係者を北見市では想定しております。

【お問い合わせ先】

○避難行動要支援者名簿の内容や登載手続、個別計画等について

(北見自治区) 保健福祉部 総務課 総務係

電話 0157-33-1354 FAX 0157-26-6323

(端野自治区) 端野総合支所 保健福祉課 地域福祉係

電話 0157-56-2117 FAX 0157-56-3660

(常呂自治区) 常呂総合支所 保健福祉課 社会福祉係

電話 0152-54-2114 FAX 0152-54-3887

(留辺蘂自治区) 留辺蘂総合支所 保健福祉課 地域福祉係

電話 0157-42-2425 FAX 0157-42-2500

○避難行動要支援者名簿の活用や、名簿の情報提供等について

総務部 防災危機管理室 防災危機管理課

電話 0157-25-1171 FAX 0157-25-6932